JR東海労ニュース
№2858
2024年10月11日
JR東海労働組合

争点をずらした恣意的解釈 本橋裁判控訴審不当判決！

本橋浩司さん（本部書記長）が同意のない出向を取消し、東京仕業検査車両所への復帰を目指して闘っている裁判の控訴審で東京高裁は１０月９日、地裁判決の判断をそのまま踏襲した不当判決を言い渡しました。

この裁判の争点は、民法第６２５条１項に「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。」と定められていることから、「本人の同意なき出向は違法か」が採用されるか否かです。「同意なき出向」が違法であることは明確にもかかわらず、東京高裁は地裁と同様、この法律については一切触れていません。そして、本橋さんが自らの雇用を守るために、東仕両での就労を強く求める「通知」を添えて専任社員雇用契約を締結したところ、それを盾に取った会社の主張を裁判所はそのまま受け入れたのです。

また、本橋書記長が出向させられたことにより、ＪＲ東海労の組合活動への大きな支障が生じていることについても、裁判所は「支配介入には当たらない」として、不当労働行為の事実を認めない恣意的解釈を行いました。

新幹線地本は同日、報告集会を開催し、多くの組合員と共に不当判決を許さず職場から組織強化・拡大の闘いを行うことを確認しました。